

国民年金

サラリーマンの奥さん

手続きはもうお済みですか

年金法が改正され、この四月か

らサラリーマンの奥さんで「十歳以上六十歳未満の方は、すべて国民年金に加入して、老齢基礎年金など自分名義の年金を受けるようになりました。

このうち、厚生年金や共済組合などの加入者により生計を維持されている配偶者（夫も含む）は第三号被保険者といい、保険料は厚生年金等でまとめて負担することになりました。

年金法が改正され、この四月からサラリーマンの奥さんで「十歳以上六十歳未満の方は、すべて国民年金に加入して、老齢基礎年金など自分名義の年金を受けるようになりました。

このうち、厚生年金や共済組合などの加入者により生計を維持されている配偶者（夫も含む）は第三号被保険者といい、保険料は厚生年金等でまとめて負担することになりました。

募 集

小学生の企業訪問

申し込みは7月10日まで

■募集対象者・小学三・四年生（市内のみ）

■募集人数・三千人

■費用・無料（昼食付）

■服装・体操服、帽子

水稻の転作

危ない目標達成

今年の転作は農業者をはじめ推

進員、団地組合、農協、共済組合など多くの農業関係者、団体の格段の努力と協力で、目標面積を二・七五オーバーすることができました。

ところが、過去の実績では「申請どおり転作を実施しなかった農家」がかなりあります。

その主な原因は（下表を参照）(1)ソバ、大豆など転作の計画（申請）をしたものの水稻を作付けしました。(2)水稻は作付けしなかつたが、休

耕したまま放置した。

(3)普通作田または二割作の権利のない水田でタバコ、またはイモなどのあとに水稻を作付けしたため転作の対象外となつたなどです。

農家の皆さんには農業上の都合などもあり、決して抑制すべきものではありませんが、特に多く見られるのが(3)の場合です。

このため計画（申請）と実施（確認のときの転作の状態）との面積が大幅に食い違い、「目標面積達成から未達成へ転落」が危ぐされました。

水稻は作付けしなかつたが、休

今年は岩村、長岡など一部の地区を除きすべての地区にその恐れがある、たいへん厳しい状況です。

なんとか、この目減り分を最小限に食い止め、せつかくの目標面積達成を維持することが重要になつています。これは、農業者の協力のいかんにかかっているだけに

つそのご理解をお願いします。

「転作の申請をされた方は必ず申請どおり実施することを重ねて要請します。もし、計画どおり転作がされなかつた場合には重大な事態を招きかねないからです。

重大な事態とは、奨励加算金がも

らえなくなることです。

昨年の転作奨励金は七億六千万円で、このうち二億六千万円は目標面積を達成したことによる各種の加算金でした。この金額は農家所得としてもかなり大きな額で、

加算金ゼロは深刻です。

国民健康保険

○ ○ ○ (3)

高額療養費について

となり、個人で納付する必要はないなります。ただし第二号被保険者として取り扱われるためには、

市役所に届け出で、被扶養配偶者がどうかの確認を受けなければなりません。

今までに国民年金に加入したこ

とのない方や、前に加入していた

が今は加入していない方も、四月以降国民年金に加入しなければなりません。

南国市商工会青年部では、地元の企業を訪問する小学三、四年生を募集しています。

これは、実際に企業を訪問し、その様子を勉強して南国市をよく理解してもらい、郷土愛を培つてもらおうという目的です。

奮ってご応募ください。

■日程・七月二十五日（金）、八時三十分集合、九時出発、四時まで（雨天決行）

■募集対象者・小学三、四年生（市内のみ）

■費用・無料（昼食付）

■服装・体操服、帽子

もう七月です。該当する方でまだ加入の手続きがお済みでない方は、早く市役所で確認を受け加入の手続きをしてください。

なお、この届け出の手続きを忘れると将来、年金が受けられないとことがありますので必ず届け出してください。

【市民課年金係】

被保険者が同一月内に同じ病院で治療を受けた場合、窓口で支払の手続きをしてください。

なお、この届け出の手続きを忘れると将来、年金が受けられないとありますので必ず届け出してください。

【市民課年金係】

これが、自己負担分が次のような金額を超過した場合、その差額について

（1）被保険者本人の自己負担額が

五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（2）同一世帯で二人以上入院した場合など、自己負担額が一人三万円（低所得者二万一千円）を超える場合の差額。

（3）一年以内に高額療養費の支給書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（4）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（5）低所得者（月額三万円以下）を西回受けた場合、四回以降三万円（低所得者二万一千円）を超える場合の差額。

（6）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（7）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（8）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（9）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（10）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（11）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（12）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（13）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（14）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（15）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（16）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（17）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（18）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（19）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（20）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（21）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（22）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（23）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（24）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（25）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（26）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（27）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（28）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（29）特定の病気で厚生大臣が指定書いて押印し、南国市大塙甲一六番地に提出する場合は、自己負担額が五万四千円（低所得者三万円）を超えた場合の差額。

（1）保険診療の対象とならない差額べッド代や付添看護料は対象になりません。

（2）総合病院の各診療科は別の病院として扱います。ただし入院患者が他の科の診療を受けたときは合計します。（その場合でも歯科は別です）

（オ）Aの病院とBの病院へ同時にかかる場合、A・B両方の療養費は別々に計算になります。

（カ）Aの病院とBの病院へ同時に支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（3）保険証は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（4）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（5）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（6）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（7）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（8）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（9）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（10）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（11）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（12）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（13）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（14）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（15）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（16）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（17）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（18）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（19）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（20）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国保税の滞納者については高額療養費の一部を納税義務を果たしていただることになります。

（21）申請は本人が家族の方が、毎月支払いが終われば早めにしてください。必要なものは①印鑑②領収書③保険証です。高額療養費の決定期は、早くして診療月の四ヶ月後となります。ただし、国